

## 岐阜市中小企業等DX研修補助金交付要綱

令和6年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等のDXの推進を図るための人材を育成するため、予算の範囲内で行う岐阜市中小企業等DX研修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) DX ITの活用を通じたデジタル化により効率化を図るとともに、サービス、仕事の仕方、社会の仕組み、組織の文化等を変革することをいう。
- (3) DX・IT研修 公益財団法人ソフトピアジャパンが実施するDX・ITの研修をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業等の代表者及び役員並びに従業員が、DX・IT研修を受講することとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金、交付金その他の補助の決定を受けた者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担するDX・IT研修の受講料（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、一の年度において5万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による申請は、補助対象事業を実施する年度の市長の指定する日までに、岐阜市中小企業等DX研修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼報告書（様式第2号）
- (2) DX・IT研修の受講料の請求書の写し
- (3) DX・IT研修の受講修了証の写し
- (4) DX・IT研修の受講料の支出を証する書類の写し

(5) 個人事業主にあつては直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第1表の写し、法人にあつては直近の事業年度分の法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告書の別表1の写し

(6) 預金通帳、キャッシュカードその他の振込先が分かる書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 規則第7条の規定による決定の通知は、岐阜市中小企業等DX研修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（交付の方法）

第9条 補助金の交付は、補助対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付手続の特例）

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。